

《論 說》

子どもの権利条約等国際人権準則から見た 少年院法と少年鑑別所法

On the Human Rights Provisions of Juvenile Training Act and
Juvenile Classification Center Act from the Viewpoint of the
Convention on the Rights of the Child and International Human
Rights Rules

鷺 野 薫

【目次】

1	はじめに	224
2	少年鑑別所法及び少年院法の精神	225
3	制限されない権利(内面的自由権)	227
4	拘禁の実態等から一部制限されることがある権利	228
	(1) 宗教の自由(憲法第20条)	228
	(2) 学問の自由(憲法第23条)	230
	(3) 集会・結社の自由(憲法第21条)	232
	(4) 表現の自由(憲法第21条)及び 個人の尊厳(憲法第24条第2項)	233
	ア「書籍等の閲読」	234
	イ 通信の秘密(憲法第21条2第2項)	235
	ウ 面会の実施	239
	(5) 奴隷的拘束及び苦役の禁止(憲法第18条)	241
	ア 院法の懲戒処分	242
	イ 遵守事項違反等の調査	244
	ウ 不服の申し立て	247
5	小括(少年施設における処遇・教育のあるべき姿)	249

子どもの権利条約等国際準則から見た少年院法と少年鑑別所法

1 はじめに

非行少年への対応は、捜査、審判（処分）及び矯正・保護に至る連続性が不可欠である。さらには、対象者個々の特性や行動傾向に直接働き掛ける科学的な処遇・ケアの重要性から、福祉を含めた「総合的な更生」⁽¹⁾が主要課題となっている。

法整備に関しては、平成12年の少年法一部改正で、審判過程での被害者側意見の聴取（第9条の2）や審判結果の通知（第31条の2）等、また、平成19年の同一部改正で、触法少年への警察調査権の拡大（第6条の2）、少年院入院年齢の引き下げ（第24条1項、少年院法第2条）等の改正を見た。これら一連の改正は、事件の重大性や悪質性への国民の感情・意識を踏まえたものとされているが、厳罰化の傾向との批判もある⁽²⁾。被害者側の審判過程での参加等は、加害者側である少年の人権保障や訴訟上の防禦権の確保の問題を発現させ、少年の健全育成や最善の利益を確保する観点を検討する必要がある。また、被害者側の意識は、真実の解明や被害者感情の慰撫が軽視されているとの思いが強く、憲法第21条の「知る権利」の尊重や刑法第28条「改悛の情」を見せるべきとの意見も出されている⁽³⁾。

この変遷の中、新少年院法（以下「院法」という。）及び少年鑑別所法（以下「鑑法」という。）が公布され（平成26年6月11日法律第58号・第59号）、在院（所）少年の権利及び義務の明確化と職員の執務権限が規定された。

本拙稿においては、①子どもの権利条約（以下「権利条約」という。（1989年11月20日国連総会採択、1994年4月批准、同年5月22日から発効））、②少年司法運営に関する国連最低基準規則（以下「北京ルールズ」という。（1985年第7回犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国連会議決定、同年国連総会で採択））、③自由を奪われた少年の保護に関する国連規則（以下

「ハバナ規則」という。(1990年12月14日国連総会採択))、④少年非行の防止に関する国連ガイドライン(以下「リヤド・ガイドライン」という。(1990年第8回国連犯罪防止会議の勧告により国連総会決議))及び、国連被拘禁者処遇最低基準規則(改定規則として、2015年5月21日、国連犯罪防止及び刑事司法委員会採択、国連経済社会委員会で議決(以下「マンデラルール」という。))を中心として検討していくが、上記の各国国際準則の共通の理念(各国への普遍的少年司法観)として、①不介入主義の徹底、②福祉的機能の推進、③少年の権利保障の確立、④非拘禁主義等が示されている⁽⁴⁾。

2 少年鑑別所法及び少年院法の精神

少年司法は、刑事司法システムであるとともに、福祉法システム及び教育法システムにも関連し、福祉的教育的な働き掛けと再非行防止のための働き掛けが協働することとなる。

刑事司法との違いは、科罰ではなく、保護育成にあることで、亀山継夫元判事は「少年法は、刑罰というアプローチのほかに、保護処分というアプローチを加えることによって…刑法・刑事訴訟法の特別法であると同時に児童福祉法の特別法」と指摘されている⁽⁵⁾。

犯罪少年に対する刑事裁判の年齢下限について、平成12年改正で第20条但書が撤廃されたため14歳となり、また、少年院への入院年齢は平成19年改正により、おおむね12歳(少年院法第2条)とされた。以前と比較し、早期介入を可能としているが、北京ルールズが可能な限り施設収容を避けることを標榜し(第4部非施設処遇)、リヤド・ガイドラインが青少年への社会化の過程はコミュニティにあること(IV社会化の過程)を指摘し、不介入主義・非拘禁主義を要請しており、早期の施設拘禁は疑問が多い。更に個性や人格といった人間形成の端緒に着いたばかりの少年を長期間、一般の社会から隔離し、孤立させた状態で矯正教育を実施することは、弊害は有っても効用はないものであり、旧法へ回帰すべ

きである。

鑑法（総数132か条）は、第1条で対象者の鑑別を適切に行うことと、在所者の人権を尊重しつつ観護処遇を行うことを規定している。また第2条において、「鑑別対象者」、「在所者」、「被観護在所者」、「未決在所者」及び「在院中在所者」等の定義を行ない、それぞれについての所内処遇を定めている。在所者については、「懇切にして誠意のある態度をもって接する」（第20条）、未決在所者については、「未決の者としての地位を考慮し…防御権の尊重」を確保することとしている（第21条）。また、在院中在所者については、「改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう」処遇することが求められている（第22条）。

院法（総数147条）は、「在院者の人権を尊重し…その特性に応じた適切な矯正教育」（第1条）を行うこととし、第2条では、「保護処分在院者」、「受刑在院者」の定義をしている。これらの者に対し矯正教育その他の必要な処遇を行うこと（第3条）、処遇に当たっては、「その人権を尊重しつつ、明るく規則正しい環境の下…健全な心身の成長を図る」とし（第15条1項）、さらに「その者の最善の利益を考慮して」行うよう規定（同条第2項）している。

旧法下では、少年院教育に関する法規定はなく、昭和52年局長依命通達「少年院の運営について」⁽⁶⁾により、処遇の個別化や問題性に対応した指導を行うとしていたが、通達事項の多くが法制化され、在院少年の諸権利等が明確化されたことは、国際準則の多くが法規化されたと言える。問題は、その実務運営が、各国際準則の諸要請に適合して行われるか否かの点に帰着する。個々の施設や具体的な事例において検証していくことが必要である。

人権の保障は、拘禁された人も正当に意見を述べ、主体的な自己決定の機会を可能な限り尊重されることである。院法は、権利条約3条1項の要請に応え、第1条で「在院者の人権を尊重し」と人権の確保を命じ、第15条2項で「その者の最善の利益を考慮して」処遇するよう規定

している。また、第8条で「少年院視察委員会」の設置が規定されたが、これは少年院教育の可視化及び透明性の確保を目指すもので、ハバナ規則72及び73の規定と同種のものである。鑑法も同様に、第1条で、「在所者の人権を尊重し…」と規定し、第20条では「観護処遇に当たっては…その者の特性に応じた適切な働き掛けを行う」とし、最善の利益との表現はないものの、院法第15条2項と同旨の規定を置いている。また、鑑法第7条で「少年鑑別所視察委員会」の設置が義務付けられている。

少年院等の収容・処遇については、保護的措置とは言え、刑罰代替性があり⁽⁷⁾、児童福祉法等と同じ水準での権利義務関係を考察することは出来ない。また、刑罰の対象である受刑者等と保護処分在院者とを比較し、全く同じ権利義務関係とすることも疑問が残る⁽⁸⁾。

拘禁された人に関する権利保障については、第一に、良心の自由等で一切の制限を許さないもの。第二に、学問の自由等の法律でその一部を制限することが可能なもの。第三に、集会結社の自由等で拘禁の事実から制限が強化される得るものに区分できる。

以下、制限されない権利及び拘禁の実態等から一部制限されることのある権利の区分に沿って院法を中心に考察する。

3 制限されない権利（内面的自由権）

人は、いかなる場合も制限されることのない基本的権利を有している。精神の自由（内面の問題）は、不可侵のものであり、絶対的権利である。少年施設での矯正教育及びその他の処遇は、一種の強制的行為（A Compulsive act）⁽⁹⁾であり、受忍の義務があると考えられている。施設から離脱すれば、家庭裁判所から連戻状が發布され、施設へ戻されることとなる。また、遵守事項を守らなかった場合には施設移送の措置を受ける場合もあり得る。

このように保護処分在院者は、受忍義務の面が強調されがちな立場であるが、憲法第19条『思想・良心の自由』について、個人の尊厳や生き

方を選択する権利を制限できないことは、言を俟たない。施設内生活でも内面（精神）の自由は不可侵のものであり、いかなる制限もできないものであるが、それが表出され場合、例えば、個別な主義・思想が物理的に表明され、発話・音楽や美術の創作となった場合には、他者の平穏な生活権の確保や教育環境の維持から、個別的な制約を受ける場合が生じる⁽¹⁰⁾。

権利条約は、第13条から第15条において、表現・情報の自由、思想・良心・宗教の自由、結社・集会の自由は、他人の権利の尊重、国家・公共の安全・秩序の維持等の限られた目的のために必要な場合で、かつ、法律に明記されなければ、権利を制限できないとしている。また、第16条では、その私生活、家族、住居、通信、名誉・信用について不当な干渉又は攻撃に対して法律の保護を受けるとしている。これらの規定を受け、院法第15条1項は「その人権を尊重」し、鑑法第1条は「在所者の人権を尊重」と断言したものである。

4 拘禁の実態等から一部制限されることがある権利

(1) 宗教の自由（憲法第20条）

憲法第20条1項は、宗教の自由を保障し、第3項では、国及びその機関の宗教教育や宗教的活動を禁止し、行政が宗教行為と一線を画することを求めている。

院法第81条で、「在院者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。」とし、但書で、「少年院の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。」とする。また、第82条では、「宗教上の儀式・礼拝、宗教教誨」を受ける機会を作るよう少年院の長に求めている。鑑法も第70条以下で同様の規定をしている。権利条約第14条、ハバナ規則G48、マンデラ・ルール規則65の趣旨に則った規定と言える。

しかしながら、少年院の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を

生ずるおそれがある場合の制限可能規定があり、条約が求める「公共の安全等又は他者の基本的な権利及び自由を保護するため必要なもののみ」としているのと比較し、制限が強化されている。一般的には、「施設の規律及び秩序の維持」とは、「当該施設の（行政）目的を達成するために必要かつ合理的な措置」とされており、その裁量は、施設の長の判断に委ねられる⁽¹¹⁾。例えば、「施設の構造上の問題で、礼拝の音声やその他の音を遮断できない」とか、「課外の時間に職員の配置が不可能」と言った理由で制限できることとなり、権利条約等の示す要請よりも狭い判断となり得る。

少年院の規律及び秩序の維持、管理運営上支障がある場合の判断基準が、「明白かつ現在の危険」が差し迫っている場合か、「危険の蓋然性」がある場合かは、院法の規定では明らかではない。少年施設の現状から「代替措置」は可能と言え、宗教行為については、時間的な制約を除き、認めて良いものとする⁽¹²⁾。判例としては、「神戸市立工業高等専門学校退学処分事件」がある。本件は、宗教上の理由から、剣道実技を拒否し続けた学生の進級拒否と退学処分について、争われた事案であるが、最高裁は、「信仰上の理由による剣道実技の履修拒否を、正当な理由のない履修拒否と区別することなく、代替措置が不可能というわけでもない…原級留置処分をし、さらに、…退学処分をした…措置は、明白に合理性を欠き、その結果、社会観念上著しく妥当を欠く処分…裁量権の範囲を超える違法なもの」と断じており⁽¹³⁾、参考となる。ただし、保護者と在院者とで宗教上の見解や信仰が異なる場合の対応は、極めて難しいものと言える。輸血を拒否する教義を持つ宗教の場合、一般においても対応に苦慮しており⁽¹⁴⁾、矯正実務上も慎重な判断が必要となる。

刑事施設の例で、死刑確定者の私物の書物を教誨師に交付申請したところ刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第50条に該当するとして、不許可処分にした事案について、名古屋地裁は、「原告が…交付申請を繰り返すような事態を招くといったことは想定し難い…本件交

付申請が刑事収容施設法第50条1号所定の刑事施設の規律及び秩序を害する…に該当するということはできない。」と判示し、拘置所長の不許可処分は、刑事収容施設法第139条1項に違反する違法な処分であるとしている⁽¹⁵⁾。施設管理者は、施設の規律及び秩序の認定を厳密に行う必要性を認識しなければならない。

(2) 学問の自由(憲法第23条)

権利条約第28条は、初等教育から高等教育までの規定を置き、北京ルールズ26条では、施設内処遇の目的で教育を行うことを明示し、ハバナ規則E38で義務教育を受ける権利、39で義務教育を終えた者への継続教育を提供する努力を払うよう要請している。リヤド・ガイドラインでは、B教育20において、政府は、あらゆる青少年が公教育にアクセスできるようにする義務を負うとしている。

院法第5章の第23条から「矯正教育」についての規定があり、「犯罪性を矯正し、社会生活に必要な知識及び能力を習得させる」ことを課している。具体的には、生活指導、職業指導、教科指導及び学校の教育課程に準ずる教科指導を行うこと、また、年齢、心身の状況及び犯罪傾向の程度等により、個別的な矯正教育を行うこととしている。学校教育では、国に必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容を決定する権能が有るとされている⁽¹⁶⁾。少年院の場合も在院者から自身の希望に基づく学習・実習の要望が出された場合、十分に尊重する必要があるが、矯正教育目的に抵触する内容の場合は、制限することとなる。例えば、薬物事犯者から化学・薬学等の勉強をする旨の申出があっても、危険ドラッグの生成方法等の記載のある書籍等での学習は、少年院の長は許可しないこととなる。在院という法的身分から矯正教育の受忍義務が発生しており、希望学習については、少年院矯正教育課程(少法第32条)に支障が生じない限度で認められることとなる。実務では、高卒認定試験を積極的に受験するよう指導し、大学等への進学を可能としている。また、

各種の通信教育を公費で実施しており、教育へのアクセスに意を用いている。

一方、在院者は、法令上規定されている矯正教育プログラムを正当に教授される権利を有し、少年院矯正教育課程に基づき作成される「個人別矯正教育計画」（院法第34条）を最大限に享有することを要求できる。施設の理由で個人別矯正教育計画に網羅された教育を受けることができなかつた場合に、その補修を得る権利や、教育計画を策定・変更する場合の告知を受ける権利と意見表明の権利を有する。実務において、予定された教育が実施されているか、必要とされた時間や内容量等に瑕疵がある場合に、どのように補填されたかを明確にしておくことが必要であり、第三者が検証できるシステム（少年院視察委員会（少法第8条）が、その機能を発揮しなくてはならない。）の整備とその効果的な運用が大切である⁽¹⁷⁾。

学問の自由に関しては、教授する側の視点から、「教授の自由」が認められ⁽¹⁸⁾、法務教官の教科教育に関する業務について、「教授の自由」が認められるか否かの疑義が生じる。院法の各種指導の規定は、すべてが「少年院の長」となっていること、国家公務員法第98条（法令及び上司の命令に従う義務）から、「教授の自由」を認めることは一般的には困難であろう。ただし、院法第26条の「学校教育の内容に準ずる指導」を行う場合については、普通学校の教育指導要領を参考としており、「教授の自由」を認める余地がないわけではない。施設側が適切な教材等を準備していない場合には、各教官が作成ないしは適宜であると考えられる副読本や参考文献を活用して指導することは認められて良いのではないかと思われる。

なお、鑑法では、29条1項で、「学習、文化活動の機会を与える」とし、2項で義務教育対象者について「特に配慮しなければならない」と想定し、教育を実施する義務性を明示しているが、収容期間、鑑別手続きの実施等から実効性は疑わしい。

子どもの成長発達権について、憲法26条を根拠とする説も同13条あるいは同25条を根拠とする説もあるが、成長発達権は「将来成人して完全な自己決定主体となることが援助・保障される権利」とされる⁽¹⁹⁾。矯正現場でも、そのための支援と援助が実施されなくてはならないが、非行反省や贖罪意識の覚せいへウェイトを置きやすく、第三者の確認や検証が必要である。

(3) 集会・結社の自由(憲法第21条)

憲法第21条が保障する集会・結社の自由については、院法に直接の規定はなく、第84条の遵守事項の列記にも、集会、結社の制限規定はない。同条第10項の「少年院の規律及び秩序を維持」に反しない場合は制限されないと解することもできるが、そもそも集会・結社の自由を想定していないものと思われる。鑑法にも集会・結社に関する規定はない。

権利条約第15条は、結社の自由及び平和的な集会の自由の権利を認めており、同条2項では、法律で定める制限、及び国の安全もしくは公共の安全等又は他の者の権利及び自由の保護のため必要なもの以外いかなる制限も課すことができないとしている。

少年院在院者の場合、一日のスケジュールが矯正教育その他の処遇でプログラムされていることから、また、法的身柄拘束という制度的効果から集会や結社の実行を認めることは難しいと言える。しかしながら、旧少年院処遇規則第35条は、1級者の自治委員会を認めており、集会・結社の可能性を持たせていた。現行の少年院法施行規則(平成27年法務省令第30号)は、旧処遇規則を廃止し、同旨の規定を置かないが、院法第37条の3項で、少年院の長は、「法務省令で定めるところにより、在院者に対し、学習、娯楽、運動競技その他の余暇に充てられるべき時間帯における活動について、援助を与えるものとする」としており、少年の自主性の醸成や意欲の喚起等の観点からも一定の集会・結社の自由を認めることが法の趣旨に合致すると言える。

(4) 表現の自由(憲法第21条)及び個人の尊厳(憲法第24条第2項)

「表現の自由」については、院法での直接の規定はない。権利条約第13条は、子どもは、表現の自由についての権利を有するとし、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含むとしている。ハバナ規則F 娯楽47では、余暇の時間の一部を、美術、工芸の技術向上に振り向けられるべきとしている。

在院者が、自己の所有にかかる物品を利用して、絵画や工芸品あるいは文芸作品を創作することは、余暇の善用、趣味の育成といった観点からも有効なもので、施設側の関与は抑制的であるべきであろう。ただし、著作や絵画等が、具体的な非行行為を引き起すことが明白かつ相当の蓋然性をもって認められる場合や、個別的に他者を誹謗・中傷するもの、あるいは、脅迫、恐喝等犯罪を構成するものについては、その抹消・訂正や廃棄を指導することになる。

また、表現の自由に関しては、髪型の規制について問題が生ずる可能性がある。院法第52条は、「在院者には、法務省令で定めるところにより、調髪及びひげそりを行わせる。」とし、少年院法施行規則第31条5項は、「髪型並びにその調髪…方法の基準は、法務大臣が定める。」とする。おむね入院から相当の期間丸刈りに近い状態であり、権利条約第37条(C)「自由を奪われた…人間の固有の尊厳を尊重し…考慮した方法で取り扱われること」や、マンデラ・ルール18の2「自尊心に見合う容姿」が必要であることを要請していることから、少年院での調髪については、この際、自費調髪を含め、制限的な運用を改めるべきである。

「小野市立小野中学丸刈り等校則事件」判決で、最高裁は、「校則は…個々の生徒に対する具体的な権利義務を形成するなどの法的な効果を生ずるものではない」と判示し、丸刈りを拒否することの権利性を認めている⁽²⁰⁾。「丸刈り校則や校外での私服着用禁止が人権侵害でない」と判示したわけではなく、いわゆる『門前払い』であるから、校則自体の

有効性は何ら変わらないと考えることも可能であるが、校則の法的効果を否定している以上、丸刈り拒否の権利性を是認したものと解するのが自然である。）

また、表現の自由の反射的効果としての「知る権利」が重要となっている⁽²¹⁾。表現の自由は、「受け手」の存在を前提とすることから、「知る権利」を保障するものである。個人の表現の自由を最大限に担保するためには、ソーシャルメディアを含めた情報収集の権利を確保する必要がある。すなわち情報受信（受動性）の自由と情報発信（能動性）の自由の両面である。特に少年院等の施設では、情報の遮断や各種メディアへのアクセス制限が物理的に強固であることから、新聞閲読、テレビ視聴のみならず、インターネットの一部使用（スカイプによる面談等）を認めるべきである。権利条約第17条には、「大衆媒体（マス・メディア）の重要な機能」を利用することを奨励している。

以下、知る権利に関して、具体的に検討する。

ア 「書籍等の閲読」

権利条約第13条及び第17条、ハバナ規則41、61、リヤド・ガイドラインD40、マンデラ・ルール63、64に定期刊行物及び書籍の閲読、情報アクセスに関する規定がある。

院法第78～80条で、少年院の長は、「書籍の整備に努め…閲読する機会を与える」、「日刊紙の整備…報道に接する機会を与える」とし、書籍の閲読や時事情報の取得が在院者の権利であることを認めている。書籍閲読の重要性は、学校教育法第21条1項5号にも規定されており、矯正教育上大切な支援策であることが確認できる。同時に在院者個人の希望を取り入れるためには、「自弁による書籍の閲読」も必要なことから、院法79条で許可できるとしているが、矯正教育上、青少年の健全育成に資する内容でなければならないとし、一定の留保を付けている。

「青少年の健全な育成に資する」との判断基準は明確ではなく、少年院の長の裁量に委ねられているが、施設での取り扱いが区々にわたる恐れ

もあり、基準化をすべきである。また、自弁による閲読は、あくまでも施設側整備分の補充という位置づけであり、各国際準則の要請からは、内容審査を留保しつつ権利性を認めるべきものと思われる。

少年鑑別所については、鑑法第65条で書籍の整備と閲読の機会を与えることを少年観別所の長に義務付けている。

また、書籍等に日刊紙が含まれておらず、新聞の自弁は不可能である。これは、毎日の検査等に対応が困難との理由であると推察されるが、全国紙等日刊紙で、削除、抹消しなくてはならない記事が少年施設にあるとは認められないことから⁽²²⁾、一定の範囲（1級生の処遇等）で自弁購入を認めるべきである。鑑法では第66条2項により、新聞紙の自弁を権利として認めており、少年院在院者との均衡上も問題があるものと言わざるを得ない。

なお、自弁を許す条件として、「規律及び秩序を害する」又は「その者の矯正教育の適切な実施に支障が生じる」おそれがないこととしている。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号以下「収容法」という。）第69条が「禁止し、又は制限してはならない。」とするものとは大きく異なっている。少年院の場合、収容法とは異なり、教育上の制約が伴うことを避け得ないものと思われるが、「合理的関連性の基準」で足りるものと考え⁽²³⁾。

書籍等の閲読の自由をある程度制限することは、法的収容からの制約として、やむを得ないものであるが（具体的な犯罪手法を詳細に記述するもの、閲読時間や閲読冊数を多く要求する場合など）、基本的には在院者の権利であり、実際の運用では、閲読制限には抑制的に臨むべきものと考え。

イ 通信の秘密（憲法第21条2第2項）

権利条約第16条、第37条（C）、ハバナ規則60、マンデラ・ルール58では、「通信及び面会によって家族との接触を保つ」ことの保障や「通信・文通等へ恣意的・不法に干渉されない」としている。

院法第98条は、「他の者との間で信書を発受することを許す」と権利性を明らかにしている。信書の検査は、規律及び秩序の維持と矯正教育の適切な実施のため確認行為として、原則実施である（第99条1項）。ただし、付添人等又は弁護士等からの受信（2項1号）、国又は地方公共団体からの受信（同2号）、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査する国又は地方公共団体へ発する信書（同3号）、処遇等に関し弁護士法第3条1項の職務を遂行する弁護士との発受（同4号）は検査をしない。

信書の発受を制限する相手として、①犯罪性のある者、②発受により規律及び秩序を害し、矯正教育の適切な実施に支障のあるおそれのある者を挙げ（第100条）、これらの者との、①婚姻関係の調整、②訴訟の遂行、③修学又は就業の準備、④在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に関する場合は禁止できないとする（同条後段）。

また、検査により、①暗号等で職員が理解できない内容、②刑罰法令に触れ、又は犯罪・非行を助長・誘発するおそれ、③少年院の規律及び秩序を害するおそれ、④威迫又は虚偽の記述、⑤受信者を侮辱する記述、⑥矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるものは、発受の差止め、又は削除若しくは抹消できる（第101条）としている。

発受の制限等は、制限をしないことによって、保護処分の執行に重大な支障が発生するおそれが相当の蓋然性をもって予見され、加えて制限する合理的かつ客観的な必要性が明白に存在することが条件となる。

刑事施設に関する東京高裁平成9年判決⁽²⁴⁾が参考となる。これは、拘置所長の検閲行為について、「外部との自由かつ秘密の通信を許すことにより、逃亡または罪証隠滅の通謀や監獄の規律、秩序の紊乱を企てることが予想され、かつ外部的事情から通信の内容を推測することも困難であることから…被拘禁者の発受する信書を検査し、その内容を知ることが必要かつ合理的な制約として許されると解され、監獄法50条、同法施行規則130条は、憲法21条に違反するものではない」とし、原告の

主張を退けた。本件上告審である最高裁判所判決⁽²⁵⁾は、監獄法50条等が大法廷判決に違反するものでないという理由で上告を棄却し、理由の中で、「信書の検査が、施設の規律及び秩序を乱すおそれがある場合や、逃走のおそれがある場合の予防として必要かつ合理的な範囲で許される」としている。判例に従えば、規律秩序が維持され、施設目的が阻害される恐れがなければ、制限できないということとなる。

少年院においても、整然とした施設環境の維持や身柄の確保は矯正教育の前提であり、その万全を図る措置として、信書の内容の把握が必要となると言えなくもない。また、信書の内容が非行を助長・誘発するものや、受信者に対する威迫、侮辱のものであれば、授受の制限はやむを得ない措置となる。これらの制限は、矯正教育を遂行するための身柄拘束により当然のこととして認められるものではなく、個々具体的な発受の実情が矯正教育目的の遂行に支障が生ずる具体的なおそれの有無により認定されるもので、矯正教育の実施に係る必要かつ最小限の制約を加えるものと理解する必要があるが⁽²⁶⁾、実務の運用は、制限的・画一的な処理の傾向がある。

次に、ハバナ規則61は「少なくとも週2回…手紙又は電話で交信する権利を有し」としている。新法では、102条に通数等の制限ができるとしているが、2項で月4通を下回ってならないとし、上限についての制限は設けていない。また、院法では電話による通信も認めており(106条)、ハバナ規則の趣旨に合致させている。

信書の発受については、実務では通信を家庭環境調整や帰住調整の手段として活用し、その『下書き指導』等を実施している。施設側の意向を少年に押し付けていないか、また、『下書き指導』に従わない場合、当該通信を保留扱い等にしていないかを見定める必要がある。指導を優先するあまり、通信を留保・停止することは、在院者の権利を不当に制限することとなる。保護者への過大な要求、或いは受信者を傷つける内容・表現もしばしば見られ、通信が新たな非行や犯罪に至らないため一定の

関与の必要性を否定するものではないが、在院者があくまでも不適切な内容・表現のまま発信しようとする場合は、院長への手続を経て、処遇規則第55条「矯正教育に害がある」として制限を加える措置をとることとなる。この矯正教育に害があることの判断は、本人の要保護性や環境的要因等に照らして判断し、その制限は教育目的からして必要最低限の措置をもって臨むべきで、在院者の健全な成長発達権や意見表明権と少年院の教育環境の維持等とを勘案しながら判断しなくてはならない。

なお、院法第99条は、「信書の検査」を規定している。刑事施設の場合、原則として信書の検査をしないのは大きく異なる。理由としては、面会と異なり、相手方に制限を設けていないことや、矯正教育の効果的な執行を理由としているものであるが、権利条約16条の「信書に対する恣意的に若しくは不法に干渉」に当たる可能性が高い。刑事収容法が監獄法50条及び監獄法施行規則130条にあった検閲を廃止した理由を想起すべきであると考え⁽²⁷⁾。

また、法改正により、通信の発受の相手方が拡大されたが、「犯罪性のある者」との発受は、「矯正教育に害ある」と推認され、制限が加えられた⁽²⁸⁾。「犯罪性のある者」とは、前科等を有しない者であっても認定される場合があると思われるが（例えば、暴力団構成員等）、少年院での認定が可能か、認定の根拠を何に求めるのか等を明確にしなくてはならない。同様に「少年院の規律及び秩序を害」する者、「在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれのある」者とは、いかなる者が明快な例示がなされていない。不良行為少年や虞犯事由のある者が想定されるが、「犯罪性のある者」と同様、少年院の長に判定権限がない以上、意味のない規定となる。

鑑法も同様に第92条で「少年鑑別所の長は、被親護在所者に対し、…除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。」と権利性を認めている。（その他の在所者も同様である。）

なお、院法第106条及び鑑法第105条は、「電話等による通信」を「その

改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるとき、その他相当と認めるときは許す」としている。保護者等との連絡・問合せなど緊急を要する場合の手段として、また、遠隔地にいる家族等の調整のためには必要な手段であり、新たな規定として新設された意義は大きい。電話代等にかかる費用が原則として在院（所）者負担となっていることについては、疑問が多く、家族間調整や就労活動などは、少年院（鑑別所）本来の業務であり、原則施設負担とすべきものである。

ウ 面会の実施

権利条約37条(c)、北京ルールズ26.5、ハバナ規則59、60、マンデラ・ルール58(b)は、「家族等の訪問を受ける権利」を保障するよう求めている。特に、ハバナ規則では、「定期的かつ頻繁に、原則として週1回、少なくとも月1回、家族の訪問を受ける権利を有する」としている。旧法では、面会に関する規定を置かず、処遇規則第52条で「矯正教育に害があると認める場合を除き、許可しなければならない」とし、相手方も通信と同様の規定となっていた。また、面会は、職員の立会(同54条)を条件とし、付添人との面会について、抗告審等の付添人又は付添人になろうとする弁護士、別件継続保護事件の付添人又は付添人になろうとする弁護士との面会は無立会となっていた⁽²⁹⁾。

院法は、通達等で訓示していた内容を法制化し、第92条1項に、①在院者の保護者、②婚姻関係の調整、③訴訟の遂行、④修学又は就業の準備⑤その他在院者の身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害の用務に必要な者及び更生保護に関係のある者等との面会は「これを許すもの」と規定し、権利面会としている。また、これらの者以外の場合は、在院者が社会生活上必要な援助を受けることや面会を必要とする事情があり、かつ、規律及び秩序を害せず又は矯正教育の適切な実施に支障が生ずるおそれがない場合は、「これを許すことができる」とし、裁量面会としている。鑑法も同様に、第80条で、①被観護在所者の保護者、②婚姻関係の調整、③訴訟の遂行、④修学又は就業の準備⑤その他在院者の

法律上等の重大な利害の用務に必要な者との場合は、「面会を許すものと」と規定し権利面会とし、被観護在所者が健全な社会生活を営むため必要な援助を受けることなどの場合、「面会を許すことができる」と、裁量面会を認めている。

面会中は、付添人等の場合を除き職員の立会、又は録音若しくは録画することになる(93条)。なお、規律及び秩序を害せず又は矯正教育の適切な実施に支障が生ずるおそれがない場合は、これらの措置をさせないことができる(同後段)。

また、①自己に対する措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員、②弁護士法第3条1項に規定する職務を遂行する弁護士との面会は、無立会としている(同2項)。

面会の制限は、①面会人の人数(3人以内)、②面会の場所、③日及び時間帯、④面会の時間、⑤回数(月に2回を下回ってはならない。)等が明示された(95条)⁽³⁰⁾。なお、第97条では、保護者等を宿泊させる方法(宿泊面会)による面会を認めている。面会は、即自的行為であり、面会時に不適切な発言等があっても、これを撤回あるいは事前に制限することはできないものであることから、通信に比べると、制限の範囲を広く設定している⁽³¹⁾。

ハバナ規則60は、「原則として週1回、少なくとも月1回、家族・弁護人等の訪問を受ける権利を有し」とし、少年の社会復帰の円滑化や家族関係の修復等の機会ととらえ面会の必要性を明確にしているが、院法はその趣旨を尊重していると言える。

面会の憲法上の権利としての根拠は、明文規定はないが、最高裁は外部交通権全体を「各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接しこれを摂取する機会を持つこと…思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本原理…憲法19条…憲法21条の規定の趣旨、目的から、いわば派生の原理として当然導かれる」としている⁽³²⁾。本判決中、面会の制限や立会は、受刑者の教化上の必要から判断され、その判断は刑務所長の

裁量によるとした。また、最高裁は、「接見の許否を判断するに当たり接見を求める者の固有の利益に配慮すべき法的義務を課するものではない」と判示し⁽³³⁾、受刑者と非親族との接見が認められる場合は「当該受刑者の利益」と「施設内の規律及び秩序の確保等」を勘案し判断されるもので、面会申込者固有の利益に基づく面会は予定されておらず、一重に刑務所長の裁量行為に係る事項とした。

院法等の面会規定は、家族との関係維持、社会との繋がりや出院後の就労など社会復帰を確実なものとする極めて重要な手段であること、また、非親族との面会については、個別にその必要性や教育効果が検討され、基本的には、上記最高裁判例と同様に院長の裁量に関わる事項として運用することを求めている。国際準則では、「家族との接触する権利」、「親、保護者へのアクセス権」、あるいは「公正かつ平等のアクセス権」等を確保することを要求しており、院法等の運用では、面会の権利性を基とした実施に努めるべきである。また、院法第92条2項にある「健全な社会生活を営むために必要な援助を受ける」は、非親族者から経済的、心理的援助等を受ける場合が想定でき、各種NPO等に係る少年への援助者や元の雇用主、学校の先生等が該当する。同項の「その他面会をすることを必要とする事情」とは、継続的交友関係のあった者や社会的団体等の成員として関係のあった者等が考えられるが、一定の制限が前提となっており、運用上制限の設定を低減した実務が必要で、被面会者の面会権利性を高めるべきである。

なお、通信及び面会については、110条により、条約に別段の定めがある場合は、その規定によるとし、条約の優位性を認めている⁽³⁴⁾。

(5) 奴隸的拘束及び苦役の禁止（憲法第18条）

権利条約第37条では、「(a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと」を規定し、「(b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われ

ないこと」を明示している。ハバナ規則2では「この規則及び北京ルールに定められた規則に従ってのみ自由を奪われる」とし、かつ「自由のはく奪は、最後の手段で必要かつ最小の期間」で行うことを指示している。また、L懲戒手続66では、「少年固有の尊厳及び収容保護の目的」に従った懲戒のみが許されるとし、67では、「残虐、非人間的又は品位を傷つける処置（肉体的な罰、暗室収容、隔離拘禁、若しくは独居拘禁、又は、当該少年の肉体的若しくは精神的健康を危険にさらす）を禁止している。さらに、「食事の削除及び家族構成員との接触の制限」は、いかなる理由であれ禁止されるべきとしている。リヤド・ガイドラインVI54は、「家庭、学校、又は他のいかなる施設においても、過酷な又は品位を傷つける矯正措置又は処罰措置」の対象とされるべきではないとしている。マンデラ・ルール37は、「規律違反行為、科されるべき制裁措置、その種類と期間、制裁措置を科する権限の機関、自発的意思によらない一般拘禁からの分離」については、「常に、法律又は権限のある行政当局の規則」によることを規定している。

いずれの規則も、懲戒処分について、法令化とその処置が少年の尊厳や品位を傷つけない内容で、かつ、最小限の期間であることを要求している。特に、独居拘禁や一般拘禁からの分離については、非人間的あるいは品位を傷つける措置と捉えている点は注意を要する。

ア 院法の懲戒処分

院法第130条以下で規定する懲戒は、少年院の長が、在院者の遵守事項（院外教育等の特別遵守事項を含む）に反する行為、少年院の規律及び秩序を著しく害する行為等に対して行う制止の措置に従わない場合に行う行政処分である。少年院の規律及び秩序の維持は、適正な矯正教育を実施するための実体的条件であり、また、懲戒は矯正教育へ主体的に取り組ませるための教育的手段である。旧法は「紀律に違反した在院者」に対して、懲戒を行うことができるとし、内容として①厳重な訓戒、②成績の減点、③20日を超えない期間の単独室での謹慎を規定（第8条）

していた。院法では、少年院の遵守事項としては、①犯罪行為、②他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為、③自身を傷つける、④職員の職務の執行を妨げる、⑤自己または他の在院者の収容の確保を妨げる行為、⑥少年院の安全を害する行為、⑦少年院内の衛生又は風紀を害する行為、⑧金品の不正な使用、所持、授受等の行為、⑨日課に定められた矯正教育を拒む行為、⑩その他、規律及び秩序を維持するため必要な事項等が挙げられている。なお、鑑法（第72条以下）には、遵守事項の定めはあるが、懲戒の処分はない。第75条により、「静止等の措置」として、場合によっては「拘束、その他必要な措置」を行うこととなる。

懲戒は、遵守事項に違反し、少年院の規律及び秩序を乱し、矯正教育の適正な遂行に障害が生じたことを要件とする教育の一手法である。要件に該当すればすべて処分に付するものではなく、情状等により注意・指導にとどめる場合もある。懲戒は、在院者自ら人権意識を向上し、合わせて他者の基本的人権を擁護する意識の醸成を目指すもので、刑事施設の懲罰（収容法第150条）とほぼ同様の規定の仕方となっているが、実務の運用上では、懲戒の免除や延期等が弾力に実施されることが求められる。また、国際準則の要請である「非拘禁主義」（最小限の拘束）の配慮が必要である。

院法は、第130条の2項で、在院者の年齢や心身の状態等のほか反則行為がもたらした影響等を勘案して決定するよう指示している。更に3項で比例原則を明示し、「懲戒は、反則行為を抑制するために必要な限度を超えてはならない」としている。

懲戒の種類は、①厳重な訓戒、②20日以内の謹慎（114条）のみを規定し、また、謹慎の態様としては、「居室内において処遇」（115条1項）し、反省を促すこととしている。なお、付随的制限として、a 自弁物品の使用、摂取、b 書籍及び新聞の閲覧、c 宗教上の行為、d 面会、e 信書の発信（cを除き例外あり）、f 運動を制限できるとしている。

面会及び信書の発受に関しては、保護者等、婚姻関係法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理名護の場合は、制限しないこととなっているが、書籍等及び新聞紙については、被告人又は被疑者としての権利以外の場合は制限できることとなっており、権利条約第17条、ハバナ規則61、リヤド・ガイドライン 40、マンデラ・ルール 63等の趣旨から疑問である。謹慎期間中こそ落ち着いて、書籍の閲読や社会事象の把握に努められるものであり、制限を撤廃すべきものと考ええる。第115条3項は、謹慎中「適切な矯正教育を行う」としており、書籍の閲読や社会的知識の取得による内省などが有効な手段となる。また、面会・通信の制限についても、保護者等との外部交通権は認めており、ほとんど規制する場合がない実態にある。

なお、刑事施設の判例として、京都地裁は「閉居罰は、…他者との接触を断った厳格な隔離…これからすれば閉居罰の執行中自弁の物品の使用や書籍の閲読が許されないことに伴い、信教の自由が制限されることがあったとしても、係る制限には合理的な理由がある」と判示し、刑事施設での懲罰中の制限に根拠があることを示しているが⁽³⁵⁾、少年院の場合は、教育的な諸影響を十分に考慮する必要がある。

イ 遵守事項違反等の調査

反則行為があったと疑いのある場合は、少年院の長は、速やかに調査に付し(117条)、反則行為の軽重・動機及び影響等について調べることになる。調査の必要から該当者の身体、着衣、所持品及び居室の検査と所持品の一時保管ができる(同2項)。また、必要がある場合には、他の在院者との接触を制限するため必要な措置(居室の変更等)を執ることができる(同4項)。なお、調査の期間は10日であり、更に10日までの延長が可能(同5項)である。

懲戒を行う場合は、当該在院者に弁明の機会を与え、在院者を補佐する者(職員)を付することとされ(118条)、在院者にはあらかじめ、書面で弁明すべき日時、期限及び懲戒となる事実の要旨を通知する(同条)

運用となっている。院長から指名された職員は、懲戒の適否、科すべき懲戒の内容等について協議し、協議意見と弁明の内容を記載した報告書を院長へ提出し決定される（同条2項）。懲戒の実施は、院長が在院者に対して、懲戒の内容及び懲戒の原因として認定した事実の要旨を告知した上で行う（119条）こととなる。

権利条約第37条(b)は「不法に又は恣意的にその自由を奪われない」とし、ハバナ規則67は「残虐、非人道的又は屈辱的な」懲戒処分は禁止されるべきであるとし、具体的には「体罰、暗室収容、独居拘禁等」を明記している。また、「減食、家族との接触の制限はいかなる目的があっても禁止してはならない」とし、更に「集団的懲戒」の禁止も明記している。手続に関しては68で「懲戒基準の制定」を行うこと、70で「効力を有する法令の条項に基づく手続がなければ、懲戒処分を科せられない」としている。院法はこれらの基準から、懲戒に関する手続規定を設けた。

問題は、職員の指示の適否や遵守事項を内規化する際の範囲の設定等を統一化・明示化する必要があること、運用として懲戒行為の透明性や公正性が検証できるシステムの導入が大切である。特に「職務の妨害・職員の指示への不服従」や「規律及び秩序を乱す行為」といった漠然とした事案が反則行為と安易に認定されてはならない。更に懲戒手続における、対象者少年の弁明聴取については、丁寧な対応が必要であるとともに、第118条1項にある「補佐人」は、少年の動機や感情あるいは心情への理解と支援者としての態度をもって望むことが求められる。

旧法と同様に院法における懲戒権者は、「少年院の長」であり、学校教育法第11条が「校長及び教員は…懲戒を加える」としていることとは大きな違いがある。学校教育法上の懲戒は、「放課後等に教室に残留させる」、「授業中、教室内に起立させる」等が課せられている⁽³⁶⁾。また、学校の懲戒も懲戒内容とその原因行為の影響との均衡が必要とされる。判例は、「懲戒…は、これにより予期しうべき教育上の効果と生徒の被るべき権利侵害の程度とを常に比較し…教育上必要とされる限界を逸脱

して懲戒行為としての範囲を超えることのないよう十分留意すべき…生徒の性格、行動、心身の発達状況、非行の程度等諸般の事情を考慮のうえ、それによる教育効果を期待しうる限りにおいて懲戒権を行使すべき」と判じている⁽³⁷⁾。また、東京高裁は、「有形力の行使が懲戒権の行使として相当と認められる範囲内のものであるかどうか…は、教育基本法、学校教育法その他の関係諸法令にうかがわれる基本的な教育原理と教育指針を念頭に置き、更に生徒の年齢、性別、性格、成育過程、身体的状況、非行等の内容、懲戒の趣旨、有形力行使の態様・程度、教育的効果、身体的侵害の大小・結果等を総合して、社会通念に則り、結局は各事例毎に相当性の有無を具体的・個別的に判定するほかはない。」と判じ⁽³⁸⁾、対象者の年齢、心身の状況等と懲戒の教育効果を勘案して、判断すべきと論じている。

院法では、在院者の年齢や心身の状態等を考慮すること、更に当該在院者の弁明、補佐人の意見を聴取の上、懲戒の適否を審査する制度となっており、各判例の趣旨とも合致しているとも思われるが、判例が示す「教育基本法…教育原理を念頭」との意味を少年院の懲戒に置き換えれば、「少年法及び矯正教育原理」と言えるものであり、そこには在院者の成長発達と再社会化を指向する姿勢が不可欠で、単なる罰則であってはならない。国際準則の理念である「少年の人権保障」からは、懲戒審査における弁護士付添人の関与も検討されるべきである。

刑事施設に関する最高裁判例は、「どのような懲罰を科すべきかは、刑事施設の長の裁量に委ねられている…その判断が合理的根拠を欠き、著しく妥当性を欠く場合を除き、裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものととして違法と評価されることはない。」とし、刑事施設の設置目的を、「身柄の確保」、「社会の平穏静謐の保障」等と捉えている。少年院の設置目的とでは、違いがあることを認識すべきで、懲戒の具体的な運用やその執行方法については、施設の長の教育的・専門的かつ技術的な視点及び経験的な判断に委ねられるべきものである。但し、その専門性や経験則

が、諸法令や人権規定との整合性及び適格性について外部的な審査に耐え得ることを前提としている⁽³⁹⁾。

ウ 不服の申し立て

旧法には、在院者等からの不服申立ての規定はなく、また、行政不服審査法に基づく審査の申立ても第4条の9で適用除外となっている。これらのことから、少年院在院者に対する権利の侵害が発生した場合の公平かつ公正な救済の制度の創設が弁護士会から要請されていた⁽⁴⁰⁾。旧法下では、旧処遇規則第4条において、「院長は、在院者の処遇又は一身上の事情に関する申立を聞くため随時面接を受ける」と規定していたことから、面接した結果、申出に正当な理由がある場合や、本人の更生保護に資するものであると認める場合に、改善施策等がなされていた。また、「少年院在院者の苦情の申出に関する訓令（平成21年矯総訓3880号大臣訓令）により、法務大臣や監査官への苦情申出ができ、理由があると認定されるときは、是正措置をとるよう「採択」の決定が行われていた。

院法では、第120条で「在院者は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について…法務大臣に対し、救済を求める申出」ができとしている。また、前記訓令では、「申出人が退院し、若しくは仮退院し、又は死亡したとき」は、何らの決定なく終結させるものであったが、院法は第121条では、出院者への救済を可能としている。更に、第123条では、「指名を受けた職員」が少年の「相談員」となり、救済を申し出る在院者の相談に応じることとなっている（鑑法は第109条以下同様）。

救済の申出について、法務大臣は、調査を行い（第124条）、調査の結果、少年院の長の措置に違法又は不当があると確認した場合は、その措置の全部または一部を取消し又は変更することとなる（第126条1項）。少年院の職員の行為に係る場合で、その行為が違法又は不当である時は、同様の行為の再発防止のための必要な措置その他措置を執るものとしている（同条2項）。これらの措置の処理を終えたときは、処理結果を救済の

申出をした者に通知しなければならない(第127条)、ただし在院者が出院した場合は、通知をしないこととなっている。監査官への苦情の申出は、第129条において、「書面又は口頭」で第6条の「実地監査」を行う監査官に対して行うことができるとされている。その後の処理等は、法務大臣に対するものが準用されている(鑑法は第113条以下同様)。また、第130条では、少年院の長に対する苦情の申出が規定され、「在院者は、…少年院の長に対し、苦情の申出をする」ことができるとしている。これらの苦情の申出をしたことを理由に、「少年院の職員」は、その者に対し不利益な取り扱いをしてはならないと規定している(132条・鑑法第119条が同様)。

この救済の申出等は、権利条約第12条「意見表明権」を尊重するとともに、同条約第19条の「他の者の監護における、あらゆる形態の不当な取り扱いからの保護」を実現し得るものとなっている。また、ハバナ規則75及び76は、施設の長への要望及び不服の申立、大臣、司法当局等への望及び不服の申立の権利を認めることを要請しており、院法等は、これに対応しているといえる。ただし、同規則77の「独立した機関」の設置はなく、内部対応に留まっているとの指摘を受ける(権利条約に関する第1回政府報告書に対する最終意見では、「独立監視手続」の不十分さが指摘されている。)こととなろう⁽⁴¹⁾。

「意見表明権」は、自らに影響を与えるすべての事項について、子ども自身の意見を表明する機会を設けることであり、子どもの最善の利益を実現する手続原則であることから⁽⁴²⁾、刑事施設以上に第三者による審査が求められる。この点に関しては、フランスの「拘禁施設総監督官」制度⁽⁴³⁾が参考となる。これは、2007年に法制化され、刑事施設、少年拘禁施設、軍拘禁所から精神センターまでを包括する監察システムである。拘禁施設総監督官は、自由を剥奪される者の基本的人権を守り、その者の処遇及び移送の諸条件を監督する責務を負う独立機関であり、我が国における今後の制度改編の参考となるものと思われる。

5 小括（少年施設における処遇・教育のあるべき姿）

少年施設内での生活場面における人権上の配慮は、職員が対象者を一個の尊厳ある人格と見る目を保持することとである。昨今の言葉で言えば“ウェルビーイング”（well-being は、人権の尊重、自己実現という意味）の実現となる。対象者の気持ちに寄り添い、それを尊重し、子どもの成長発達を促すことに寄与するものでなければならない。少年院の教育・指導においても、「権利基盤アプローチ」（rights-based approach）⁽⁴⁴⁾が必要で、①在院者はどのような権利を保有しているか。②その権利を保全するため職員はどのような義務を果たすべきか。③権利の制約は、明確な判断基準があり、その判断に透明性・公平性が存在するか。④より制限的でない他の方法を検討しているかが求められる。現状は指示的・付与的な教育・処遇に終始している状況であり、かつ、審判終了後の付添人の支援がほとんど無い実状から、権利基盤アプローチにはかなりの距離があるものと思われる。

この点に関して、高内寿夫教授の指摘は多くの示唆に富む。高内教授は、在院者の図書の閲読を例に、保護者が、面会に際し漫画雑誌を差し入れ、職員が検査したところ、暴力的な記載、性感情を刺激する内容があったことから、少年院長が不許可としたという事案を想定し、実務の運営から検討され、問題点として、①権利条約第37条(c)及びハバナ規則13から、少年の尊厳が尊重されているか。②権利条約同条とハバナ規則61から、家族等との接触を保つ権利が保障されているか。③権利条約第37条(d)前段の弁護人等とのアクセス権が保障されているか。④権利条約同条後段とハバナ規則75の不服申立権は保障されているか。⑤ハバナ規則24の不服申立等への援助を受けているか。⑥権利条約第13条1項の情報入手する権利が侵害されていないか。⑦権利条約第17条1項のマス・メディア等の情報アクセス権が侵害されていないか。⑧閲読制限は、権利条約3条1項子どもの最善の利益を考慮しているか。⑨権利条約12条1項の意見を表明する権利が満たされていたか等を指摘され、現

状の問題を浮き彫りにされた。

更に、刑事施設と少年院では、「規律及び秩序」の意味合いは異なっておりよいのではないかとされ、処遇のための適切な環境の維持、平穏な共同生活の維持と捉えて個別的に配慮することが可能であると提起されている⁽⁴⁵⁾。

施設運営と在院(所)者との関係は、最近の下級審判例⁽⁴⁶⁾(書籍の閲読例)では、「制限の必要性と制限される自由の内容や制限の態様・程度を衡量して決められる。」とし、施設の事務量や他に執り得る手段等を勘案し判断するとしている。

矯正教育上の支障の基準は何か、どの程度の支障で制限が開始されるかなを明確化する努力も求められる。また、情報アクセス権については、メディアの影響をどう見るのか、心理学的エビデンスから、「強効効果説」は否定されてきているが、メディアは長期的かつ累積的かつ非意図的に人々に行動の基準や価値観を「培養」すると主張する「新強効効果説」も有力であり⁽⁴⁷⁾、純粋な法理論のみでは解決できない問題も多い。子どもの最善の利益を考慮した場合、対象者の年齢や心身の状況等から個別に情報アクセス権等の権利性を認めていくことが求められる。立法政策的には、ドイツのテレメディアに対する連邦審査会制度のようなシステムが必要であろう⁽⁴⁸⁾。

以上、少年矯正と人権に関わる主要な点について考察したが、院法及び鑑法の各規定は、在院(所)者の各処遇・教育等の場面における諸権利の追求と意見表明の機会の尊重、施設運営の透明性・可視化を取り入れるなど、国際準則の諸要請に応えた内容といえる。

しかしながら、少年矯正の難しさは、拘禁という実態からする規律及び秩序の保持と在院(所)者の最善の利益を目的とする再社会化の対立軸が鮮明に確認されることである。

規律及び秩序概念も刑事施設と同様の基準で判断しては保護・育成の障害となり、質的な違いを理論的に説明することが必要である。高内教

授が、刑事施設からの逃走と少年院からの逃走を区別し、前者が新たな犯罪となることを防止するための「収容の確保」、後者が「教育観点からの身柄の安定」であること指摘されていることは、傾聴すべき意見である⁽⁴⁹⁾。

少年院における「規律及び秩序」概念は、『平穏な教育環境の維持』概念へとシフトしなければならない。現実の矯正教育の運用に際して、絶えず外部の「目」が注視しているシステムの構築と、実施者たる個々の職員が、相互に執務状況をチェックできる体制の整備が肝要である。

少年法制全般の将来的な方向性としては、2000年4月10日の第10回国連犯罪防止会議において採択された、「21世紀の課題に対応する、犯罪と司法に関するウィーン宣言」があるべき姿を示している⁽⁵⁰⁾。国際準則の要請は、近年のコミュニティ司法及び修復的司法の潮流（ウィーン宣言のパラ27と28）は、施設内及び社会内処遇において教育処遇と非行予防策の一体化を進めることを提唱している。いわゆる「マルチシステム・アプローチ」である⁽⁵¹⁾。院法の「少年院以外での矯正教育」（第39条）、「外出外泊」（第45条）を弾力的に活用するとともに、週末帰院や通院教育を取り入れていく（施設内教育と社会内教育への移行を円滑にする）など新たな手法も必要となろう。

院法が、少年院種別の整理あるいは矯正教育課程（第33条）及び個人別矯正教育計画（34条）を法定化した理由は、矯正教育実施の義務とその手法等を明確にしたものであり、その運用実務が、国際準則の各規定や精神を体現したものになるべく、努力する必要がある。

各施設の視察委員会が十分に機能を発揮し、施設運営が恣意的、支配的になっていないか、また、施設に勤務する職員への研修やフォローアップが実効あるものとなっているか等を詳細に観察していくことが求められる⁽⁵²⁾。

1996年の国連犯罪防止・刑事司法委員会における「被害者のための司法のハンドブック」（Handbook on Justice for Victims 1999）以降の犯罪

被害者に対する司法参加を踏まえ、非行のあった子どもの再生や社会化は、国家対非行少年のスキームから国家対非行少年対被害者及び地域社会という関係になり、平行関係から円環・循環関係へと変化する流れが国際潮流であり、我が国も非行少年の育成と地域社会を含めた被害回復の両輪を達成する方向へ転換する必要がある、院法・鑑法の運用においてこの方向性を導きだしたいものとする。福祉的色彩を強化している少年法制分野においては、共生社会の実現や多様性の尊重を念頭にした教育・処遇が行われなければならない、パターンリズムや教化主義に偏った思考から脱却し、インフォームドコンセントによる成長発達権（特に意見表明の機会の確保と表明された意見を実地に反映すること）の尊重を基盤とした施設運営、更には、教育計画の事前協議、参加プログラムの選択権、成績評価の説明と意見提示権、評価結果の不服申立等を具現する必要性を強調したい。

- (1) 藤原正範「司法福祉学の本質と対象領域に関する考察」82頁 www.suzuka-u.ac.jp/information/bulletin/pdf/06-08-fujiwara.pdf
- (2) 葛野尋之「少年法改正と少年保護立法」平成21年犯罪と非行(160) 56頁
諸澤英道「被害者支援を創る」岩波ブックレット NO489平成11年15頁は、「知る権利があることを教えてもらう権利」の必要性を主張される。
- (3) 大谷通高「少年法改正をめぐる犯罪被害者遺族の言明」-2000年の少年法改正をめぐる言説-Core Ethics Vol. 4平成20年397～403頁
- (4) 山口直哉「少年司法と国際人権」成文堂 平成25年21頁～
- (5) 亀山継夫「法改正の動向と新しい保護処分制度」刑政第89巻第1号昭和50年20頁
- (6) 昭和52年5月2日付法矯教第1154号矯正局長依命通達「少年院の運営について」
- (7) 少年法第20条2項「刑事処分以外の措置」、第46条「審判を経た事件について、刑事訴追をし、又は家庭裁判所の審判に付することができない」
- (8) 保護処分在院者には、公職選挙法による投票権がある。また、憲法第

23条学問の自由、第21条集会・結社の自由についても保護処分在院者と受刑者等では、大きな違いがある。

- (9) 一般の公教育(初等教育)についても、Joseph Tobin “Quality in Early Childhood Education: An Anthropologist’s Perspective” *Early Education & Development* Volume 16, Number 4, October 2005は、教育体制・システムの整備から教授方向での教育を指摘し、Sue Bingham and David Whitebread “School Readiness—A critical review of perspectives and evidence”²⁰¹²は、認知教育学の視点から外的な教育手法を紹介している。
- (10) 内在的制約であり、これに制限を加える必要がある場合は、「明白かつ現在の危険」基準により(宮沢俊義「憲法Ⅰ」有斐閣法律学全集1974年374頁以下)、また、その手段・方法については、「必要最小限」基準が適用される。さらに精神的自由については、「二重の基準」に基づき(芦部信喜「憲法第三版」岩波書店2002年100頁以下)、「合理性の基準」の適用が検討されることとなる。
- (11) 葛野尋之「接見にさいしての弁護人の写真撮影をめぐる法的問題(2完)」における判例紹介 一橋法学15巻3号 2016年 1026頁
- (12) 最近、矯正施設内での信教の自由を是認した判例として、名古屋地裁平成26年6月14日判決、国家賠償請求事件平成23年(ワ)第5512号、LEX/dbがある。事案は自己の聖書に関する書籍を教誨師へ交付しようとしたことを差し止められ内容である。
- (13) 最高裁第二小判決平成8年3月8日判例時報1564号3頁
- (14) 最高裁第三小法廷判例平成10(オ)1081 民集 第54巻2号582頁は、輸血を拒否する権利を「人格権の一部」として認定した。
- (15) 名古屋平成24年6月14日判決国家賠償請求事件 平成23年(ワ)第5512号 LEX / DB
- (16) 旭川学力テスト判決 最高裁大法廷 昭和51年5月21日 判例時報814号33頁
- (17) 法務省は、「少年院視察委員会の活動状況について」を毎年公開している。
- (18) 旭川学力テスト判決(12と同じ)は、普通教育の学校教師にも「教授の具体的内容及び方法につきある程度自由な裁量が認められる」としている。
- (19) 佐藤幸治「子どもの『人権』とは」自由と正義38巻6号 昭和62年9頁 山口直也教授は、関係論的成長発達権を提示され、「自らを100%受け入れてくれる存在との健全な関係を保つこと」とし、自らに関わる事

物の中心で扱われ、社会の中で対等のパートナーシップ性を有する」こととされている（前掲 151頁）が、法制上の成人年齢の浮動要素や年齢想定の自己決定権要請からの回答にはならないものと思われる。

- (20) 最高裁第一小判決平成8年2月22日民集第178号437頁
- (21) 知る権利・アクセス権とプライバシー権に関する基礎的資料 衆議院憲法調査会事務局衆憲資第28号131頁
- (22) 例えば、直近に退院した者が新たな事件を犯した記事、他施設からの逃走記事等が一部抹消の扱いを受けていると推察するが、筆者の経験から抹消することの意味は全くないものとする。新たな入院者から、あるいは面会等の場面で承知されることがあり、記事を抑える効果は皆無である。各記事を教育の端緒・契機とできる。
- (23) 棟居快行「人権制約法理としての公共の福祉論の現在 —最高裁判決における近時の展開を踏まえて— レファレンス 平成26年5月11頁～
- (24) 東京高裁判決平成9年11月27日（平成8年（ネ）第1780号、2158号・公刊物未掲載）
- (25) 最高裁第二小判決平成15年9月5日（事件番号平成10年（オ）第642号）
- (26) 棟居快行「在監者の信書発受の自由」成城法学63号（南博方先生古稀祝賀記念号）平成12年11～12ページが同趣旨
- (27) 平成19年5月30日法務省矯成第3350号矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」は『検査』についての、「必要があると認める場合」（法第127条第1項）とは、刑事施設の実情に応じて、制限区分、信書の発受の相手方、外部交通の実績等について勘案して基準化を図るよう指導している。
- (28) 犯罪性のある者とは、受刑（在院）中の者、保護観察中の者、暴走族等の構成員等が該当する。信書の開披については、最高裁第二小判決平成15年9月5日（民集第210号413頁）が「検査に当っては、封かんされた信書を開披し、その内容物を確認することが認められる。」と判示している。また、最高裁第二小判決平成10年4月24日（民集第188号141頁）は、「受刑者の受信した信書及び発信した信書の一部抹消は、憲法21条に違反しない。」と断じている。
- (29) 平成8年2月29日付矯正局長通達「少年と附添人等との面会の際の職員立会について」
- (30) 刑事収容法に関する判例として、東京高等裁判判決平成27年9月16日

(平成26年(ネ)第4240号、国家賠償請求事案がある。「受刑者と再審請求弁護人との面会は、その回に関しては、刑事収容施設法114条による制約に服するものと解するのが相当」と判示し、単に弁護士であるからという理由では、回数制限に服するとした。

- (31) 最高裁第一小判決平成12年9月7日(民集第199号371頁)は、面会制限の内規について「処遇の公平を図り、施設内の規律及び秩序を確保するために必要…不法な物品の授受…その他収容目的を阻害する行為を防止…接見を通じて観察了知される事情を…処遇の実施の資料とする…接見時間を規則の制限どおりした所長の処分が、いまだ社会通念上著しく妥当性を欠くものとはいえず」としている。
- (32) 最高裁大判決昭和58年6月22日民集37巻5号793頁
- (33) 最高裁第三小判決平成20年4月15日民集第62巻5号1005頁
- (34) 徳島地裁判決平成7年3月15日(判例時報1597号115頁)は、人権B規約第14条1項について「受刑者が民事事件の訴訟代理人たる弁護士との接見をする権利をも保障していると解する…監獄法及び同法施行規則の接見に関する条項も右人権B規約14条1項の趣旨に則って解釈されなければならない。」とした。(高松高裁判決平成8年11月25日(判例タイムズ977号65頁)も同旨、最高裁第一小判決平成12年9月7日(平成10年(オ)第529号)は、否定した。
- (35) 京都地裁判決平成23年3月30日(刊行物未搭載)
刑事施設の「懲罰」が、施設の規律及び秩序の観点から必要な限度で、一定の不利益を科すことにより、将来の同種反則行為を防止する合目的かつ裁量的な行政行為である懲戒罰であるのに対して、少年院の「懲戒」は、少年院の規律及び秩序の維持のほか、矯正教育を効果的に実現するための、規範内面化を目的とする教育手法の一手段の側面があることから、法第115条3項及び119条2項に謹慎中の矯正教育実施が規定されている
- (36) 平成19年2月5日18文科初第1019号文部科学省初等中等教育局長「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」の別紙の1(5)
なお、出席停止制度は、懲戒行為ではなく学校の秩序維持、他の児童生徒の教育権の保障の措置とされている。
- (37) 福岡地裁飯塚支部判決昭和45年8月12日、判例時報613号30頁
- (38) 東京高判昭和56年4月1日判決 刑事裁判月報13巻341頁
- (39) 刑事施設の懲罰の運用等について、最高裁第二小判決平成10年4月24

日(判例時報16410号123頁)は「刑事施設の長の裁量」とし、また福岡高裁判決平成2年12月20日(訟務月報37巻8号1310頁)は厳格な罪刑法定主義は適用されないとしている。

- (40) 平成22年10月19日日本弁護士連合会「少年矯正の在り方に関する意見書」の7『不服申立制度の整備』
- (41) 新法施行後の法務大臣に対する救済の申出件数は、少年院では、平成27年が54件、平成28年67件、鑑別所では、平成27年1件、平成28年10件である。2年間で採択は、少年院が1件、鑑別所が2件である。
- (42) Sharon Detrick, A Commentary on the United Nations Convention on the Rights of the Child, The Hague: M.Nijhoff Publishers, 1999, pp.221-222. は、意見表明権の客体を条約に定められた事項を超えるより幅の広い範囲のものとしている。
Geraldine Van Bueren, The International Law on the Rights of the Child, Dordrecht; Boston: Martinus Nijhoff, 1995, p.137. は、意見表明で聴取される場面は、広く行政手続き全般であるとし、親権手続、保護手続、重大な懲戒手続から亡命手続まで含むとしている。
- (43) 鈴木尊紘「フランスにおける拘禁施設虐待防止法制」-警察留置場から精神病院までの人権保護-国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法239』平成21年4頁
- (44) 2008年度外務省NGO研究会事業報告書2009年3月「権利アプローチに基づいた基礎教育支援の質の向上」～緊急から復旧・復興へ～4頁
- (45) 高内寿夫「子どもの権利条約からみる少年院在院少年の人権」國學院法学第48巻3号抜印平成22年12月50頁～
- (46) 大阪地判平成19年9月28日(平成17(ワ)6678、損害賠償請求事件)大阪地方裁判所第2民事部
- (47) 土井正「インターネット上の有害情報とマス・メディアの影響」麗澤大学R J I S [Vol.17.No 1]平成21年29頁
- (48) 杉原周治「ドイツ青少年保護法における有害図書規制 - テレメディアと携帯メディア」広島法学29巻1号平成17年144頁
- (49) 前掲高内寿夫國學院法学55頁
- (50) 第10回国連犯罪防止刑事司法会議日弁連報告書2000年4月10日日本弁護士連合会 www.nichibenren.or.jp
- (51) 刑事司法と社会福祉の関係では、刑事処分を受けた高齢者・障害者を円

滑に社会復帰させるための司法福祉分野の概念と事業が発生し、少年法制では、少年司法と児童福祉の協働的連携が官民交流で行われつつある（警察サポートセンターや学警連事業など）また、犯罪被害者支援が法制化され、被害者支援センターが都道府県単位で組織化されている。これらは、犯罪原因の追究、犯罪予防、再犯防止及び加害者、被害者双方へのケアと支援を包含している。

- (52) 平成27年の少年院視察委員会が院長へ提出した意見は404件、在院者との面接回数は、424件であった。